



舞鶴市の消防団が変わります!!



舞鶴市消防団長連絡協議会
舞鶴市消防本部
TEL (0773) 66-0119

～ 災害から住民を守るため、将来にわたり消防団の地域防災力が必要です。～

長い歴史と伝統を持つ舞鶴市20消防団は、地域密着性や要員動員力、また日頃からの訓練による即時対応力という優れた組織力を発揮して消防署と協力し、あらゆる災害から「ふるさと舞鶴」を守り、**地域の安全安心を確保する上で、必要不可欠な組織**として活動しています。



将来への懸念 令和元年度 消防団ヒアリング

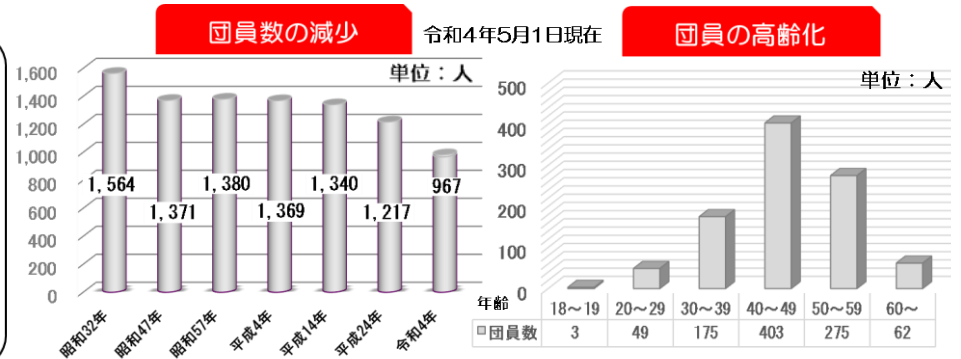
◎ 近年継続している**団員減少**や**平均年齢の上昇**（若い世代の入団減少）

《令和4年5月現在》

- ・ 消防団員 967名～ ここ10年間で約250名の団員減少
- ・ 平均年齢 46歳
- ・ 10・20歳代の占める割合 消防団全体の約5%



◎ このまま推移した場合、今後の**災害対応**や**団活動の円滑な運営に不安**



益々、複雑・多様化する災害対応や、時代とともに変化する市民ニーズを的確に答え、将来の諸課題にしっかり対応出来る「**持続可能な消防団体制**」を構築する必要がある。



調査・検討

- ・ 舞鶴市消防団長会を中心に有効な方策について協議
- ・ 舞鶴市消防団審議会による答申



令和4年6月、舞鶴市消防団長会において、現在の多団制（20消防団）を市全体を一つの大きな消防団として運営する「**一団制**」（1本部20分団）に組織改編することが全会一致で決定されました。
新しい消防団体制～ **令和5年4月よりスタート**

現体制

多団制（20消防団）

※ 昭和32年～

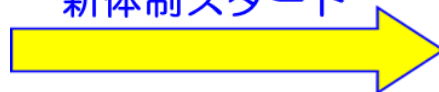


《 一団制の主なメリット 》

- 1 消防団長をトップとした大きな消防団組織 ⇒ 「団員動員力の強化」
- 2 指揮命令系統の一本化 ⇒ 「災害対応能力の迅速化」
- 3 将来を見据えた「持続可能な消防団運営・維持」

令和5年4月1日

新体制スタート



新体制

一団制（1本部20分団）

舞鶴市消防団

消防団 ⇒ 分団

舞鶴市長 —

- 舞鶴市東消防団
- 舞鶴市中消防団
- 舞鶴市南消防団
- 舞鶴市与保呂消防団
- 舞鶴市祖母谷消防団
- 舞鶴市志楽消防団
- 舞鶴市朝来消防団
- 舞鶴市東大浦消防団
- 舞鶴市西大浦消防団
- 舞鶴市西消防団
- 舞鶴市余内消防団
- 舞鶴市池内消防団
- 舞鶴市中筋消防団
- 舞鶴市高野消防団
- 舞鶴市四所消防団
- 舞鶴市岡田上消防団
- 舞鶴市岡田中消防団
- 舞鶴市岡田下消防団
- 舞鶴市八雲消防団
- 舞鶴市神崎消防団

舞鶴市長 —

新たな組織

消防団本部

- ・ 団長（1）
- ・ 副団長（2）

- 東分団
- 中分団
- 南分団
- 与保呂分団
- 祖母谷分団
- 志楽分団
- 朝来分団
- 東大浦分団
- 西大浦分団
- 西分団
- 余内分団
- 池内分団
- 中筋分団
- 高野分団
- 四所分団
- 岡田上分団
- 岡田中分団
- 岡田下分団
- 八雲分団
- 神崎分団

《 新しい消防団体制 》

- 1 消防団本部の創設
1名の団長と2名の副団長を中心とした「消防団本部」が舞鶴市消防団を統括します。
- 2 消防分団の編成
現在の20消防団は20分団として従前の管轄区域や所属団員・消防車両等、基本的な枠組みを当面維持し、災害活動の指揮命令も従前どおり分団長の権限下で活動します。（大規模災害等、必要に応じ団長が他分団の応援指示を命令します。）
- 3 各分団は、これまでどおり地域に密着した活動を行います。
消防団後援会や地域の自治会・自主防災組織等との協力関係は維持します。